

SmartGo Staple 利用規約

(本規約の制定目的)

第1条

- 1 当社は、この SmartGo Staple 利用規約（別記1を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより SmartGo Staple を提供します。
- 2 本サービスに係る契約者（法人に限ります。以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、本条に定める基本サービスとオプションサービスからなり、別紙1において定めるものを意味します。
- (2) 「セット版サービス」とは、Staple カード又は契約者が利用するクレジットカード（デビットカードを含みます。以下同じ。）の利用情報を集約及び閲覧できる機能及び当社が提供するモバイル Suica を活用した交通費精算サービス「Smart Go サービス」（以下「Smart Go」といいます。）への API 連携機能を備えるサービスを意味します。
- (3) 「単体版サービス」とは、セット版サービスから Smart Go への API 連携機能を除いたサービスを意味します。
- (4) 「基本サービス」とは、セット版サービス及び単体版サービスについて、それぞれ基本的な機能を提供するサービスを意味し、詳細は別紙1に定めます。
- (5) 「オプションサービス」とは、初期設定サポート又はセミナートレーニングを提供するサービスを意味します。
- (6) 「契約者向けサイト」とは、当社が契約者に提供する経費精算手続きに必要な汎用的な機能（経費の申請、経費の承認、経費データの CSV 出力など）を具備したサイトを意味します。
- (7) 「ユーザーID」とは、パスワードと組み合わせて、ユーザーとその他の者を識別し、本サービスを利用するために契約者向けサイトにて用いられる符号を意味します。
- (8) 「パスワード」とは、ユーザーID を組み合わせて、ユーザーとその他の者を識別し、本サービスを利用するために契約者向けサイトにて用いられる符号を意味します。
- (9) 「ユーザー」とは、契約者に所属する役員及び従業員をいいます。
- (10) 「利用実績データ」とは、ユーザーが利用する Staple カード又はクレジットカードの利用情報に関するデータを意味します。
- (11) 「コンテンツパートナー」とは、コンテンツサイト（本条12号に定めるものをいいます。）

を運営する企業を意味します。

(12) 「コンテンツサイト」とは、Staple カードを提供するクラウドキャスト株式会社又はコンテンツパートナーが運営・管理する Staple カード又はクレジットカードの利用情報を提供するサイトのうち、当社が任意に指定するサイトを意味します。

(13) 「コンテンツサイト ID 等」とは、ユーザーの利用実績データの情報が掲載されているコンテンツサイトへログインするための ID 及びパスワードをいいます。

(本規約の範囲)

第4条

- 1 本規約は契約者と当社との間における本サービスの利用に係わる条件について規定します。ただし、本規約に定めていない提供条件については、別に規定する当社の「Smart Go サービス利用規約」（以下「Smart Go サービス利用規約」といいます。）の定めるところによります。
- 2 本規約と Smart Go サービス利用規約の定める規定の内容に齟齬が生じた場合は、本規約の定めを優先するものとします。
- 3 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(契約の単位)

第5条 当社は、1の契約者毎に1の本サービスに係る契約を締結します。但し、個別に合意がある場合はこの限りではありません。

(利用申込)

第6条

- 1 本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。
- 2 前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。

(申込みと承諾)

第7条

- 1 当社は、本サービスに係る契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾し当社の承諾を以って契約が成立するものとし、成立した当該契約を以下「本契約」といいます。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。
- 2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
 - (6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- 3 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとしします。
- 4 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(契約の地位の継承)

第8条

- 1 法人の合併若しくは分割により本契約の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとしします。
- 2 前項の規定により、地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

(契約上の地位譲渡)

第9条 契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(契約者が行う本契約の解約)

第10条 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます

(当社が行う本契約の解約)

第11条

- 1 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。
 - (1) 第14条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
 - (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
 - (3) 契約者が第7条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
 - (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
 - (5) 第28条第1項(8)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、

特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ない場合

(2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。

(4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(期限の利益の喪失)

第12条 契約者は、本契約が解約となり、当社に対して負う債務が存在する場合には、契約者は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して当該債務の支払いを行わなければなりません。

(利用中止)

第13条

1 当社は、次の場合に本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について責任を負いません。

(利用停止)

第14条

1 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われな

いことが合理的に見込まれるとき。

(2) 本規約に反する行為を行ったとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本条第 1 項に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について責任を負いません。

(料金の支払義務)

第 15 条

- 1 契約者は、別の定めがない限り、当社が本サービスの提供を開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、契約の解約があった日を含む月の末日までの期間について、料金の支払を要します。
- 2 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(料金の計算方法等)

第 16 条 本サービスの料金、計算方法、及び支払方法は、別紙 3 料金表の定めるところによります。

(割増金)

第 17 条 契約者は、利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金としてお支払いいただきます。

(延滞利息)

第 18 条 当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。なお、本条に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とします。

(データの取扱)

第 19 条

- 1 第 24 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、本サービスに関し当社の設備に保存されたデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（契約者向けサイトに表示されるコンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩若しくはその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任

を負わないものとします。

- 2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
- 3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データの利用)

第20条

- 1 当社は、当社の設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全、本サービスの維持運営、本サービスの販売促進、本サービスの機能改善、当社サービスの企画開発及び統計データ（保存データ及び生成等データを、複数の契約者に関する情報における共通要素を抽出し集計して加工したデータをいいます。）の商用利用のため、保存データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。
- 2 当社は、統計データを前項に定める目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。
- 3 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することを同意します。

(データの範囲)

第21条

- 1 当社は、任意にコンテンツサイトを指定し、追加又は削除することがあります。契約者は、これに異議を述べることができないものとし、コンテンツサイトが削除された場合、以後本サービスにおいて当該コンテンツサイトの利用情報を閲覧・取得等ができなくなることを予め承知します。
- 2 契約者が本サービスにより情報を取得できるコンテンツサイトは、契約者が当該コンテンツサイトにアクセスするためのコンテンツサイト ID 等を所持しているコンテンツサイトに限られます。
- 3 当社は、契約者が取得することができる情報の項目を、追加又は削除することがあり、契約者はこれに異議を述べることができないものとします。
- 4 本サービスによって得られる情報の内容及び取得期間については、当社が任意に定めることができるものとし、契約者はこれに異議を述べることができないものとします。
- 5 本サービスから取得する情報の内容がいつの時点のものであるかについては、コンテンツサイト側で提供される表示状態により異なります。
- 6 契約者が本サービスにアクセスした直後に契約者が前回アクセス時に表示した利用実績データが表示される場合があります。また当社は、任意のタイミングでコンテンツサイトから取得される利用実績データを自動で取得します。
- 7 生成等データの保存期間は、当社が任意に定めるものとし、これらの情報が第10条（契約者が行う本契約の解約）、第11条（当社が行う本契約の解約）、第13条（利用中止）、第14条（利用停止）又は26条（本サービスの廃止）により滅失、毀損しても当社はなんら責任を負わないものとします。

(データの消去)

第22条

- 1 当社は、第26条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、第11条（当社が行う本契約の解約）又は第10条（契約者が行う本契約の解約）による本契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第23条

- 1 契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法およびその結果について責任を負わないものとします。
- 2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合に限り、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。
- 3 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
- 4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

(責任の制限)

第24条

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益及び派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無又は予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。
- 2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、当該時間数から72時間を引いて、24で割ることにより算出される整数部分を停止日数とし、本サービスの月額料金（当該サービスが全く利用できない状態が生じた日を含む月の月額料金を指します。）の30分の1に停止日数を乗じた額を損害とみなし、その額に限り賠償します。ただし、当該合計額が過去1年間に契約者が当社に支払った本サービスの対価の金額を超える場合は、過去1年間に契約者が当社に支払った本サービスの対価の金額を上限として、その責任を負うものとします。
- 3 当社の故意又は重大な過失により当該サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

- 4 天災、停電、通信障害その他の不可抗力により、利用実績データの取得に著しい困難が生じた場合、又は利用実績データの消失が発生したことにより利用実績データの取得ができなかった場合（いずれの場合についても、当社に帰責事由のないときに限る。）、これにより契約者に生じた損害（逸失利益及び間接損害を含む。）について、当社は責任を負いません。
- 5 天災、停電、通信障害その他の不可抗力により、当社が本サービスの全部又は一部を提供できなくなった場合において、当社に帰責事由のないときは、そのことによって利用実績データに不備が生じても当社は責任を負いません。
- 6 契約者がコンテンツサイト ID 等に対応した利用実績データを取得した後に、当社の帰責事由によらずにシステム障害、事故等（データの漏洩及び不正利用等を含む。）が生じた場合には、契約者において対応するものとし、当社は、契約者及びユーザーに対し、責任を負いません。

（免責）

第25条

- 1 当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。
- 2 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、また本サービスの可用性、適時性、セキュリティ、信頼性に関し、何ら保証するものではありません。また、契約者による本サービスの利用が契約者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの変更、本サービスの利用による保存データ及び生成等データの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関して契約者が被った損害について、賠償する責任を負いません。なお、当社の故意又は重過失による場合を除きます。
- 5 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については追わないものとします。
- 6 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(本サービスの廃止)

第26条

- 1 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 本サービスの一部又は全部の廃止により、契約者又は第三者に発生する損害について、当社は責任を負いません。

(反社会的勢力の排除)

第27条

- 1 契約者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下、「関係者」といいます。）が、現在及び将来において次のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これに限られません。）を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
- 2 契約者は、自己又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限られません。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
- 3 契約者が本条の確約に違反した場合、当社は、事前の通知又は催告なく、本契約を解除することができます。

(契約者の義務)

第28条

- 1 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
 - (6) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (7) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。
 - (8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (9) ユーザーに本規約を順守させること。
 - (10) 本サービスが不正に利用され又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知し、本サービスの不正利用に係る当社の調査に協力すること。
 - (11) 当社の信用を毀損する行為又は当社に不利益を与える行為をしないこと。
 - (12) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕及びその他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
 - 4 契約者は、本サービスに係るユーザーID 及びパスワード（以下、「ID 等」といいます。）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等によって当該ユーザーが被る損害については、当該ユーザーの故意過失の有無にかかわらず、当社は責任を負いません。
 - 5 契約者が本条の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他当社が必要と判断した措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
 - 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由及びその他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（契約者の協力義務）

第29条

- 1 当社は以下の場合、契約者に対し本契約に関する契約者の機器、情報、資料並びにその他の物品の提供及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
 - (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査又は確認するために必要な場合

- (2) 故障予防又は回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

(契約者に対する通知)

第30条

- 1 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知を完了したものとみなします。
 - (2) 契約者が、利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に、電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 契約者が、利用申込みの際又はその後に届け出た契約者の住所宛に、郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。

(当社の知的所有権)

第31条

- 1 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、本サービスの仕様書、取扱いマニュアル、生成等データ、統計データ等を含みます。以下、この条において「物品」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作人権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
- 2 契約者は前項のほか、次のとおり本サービス及び物品を取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製、転載、改変等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないこと。
 - (3) 派生物を作成しないこと。
 - (4) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡又は担保設定等しないこと。
 - (5) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 3 本条の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報取扱い)

第32条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報（以下本条において「個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定めるところによります。

(第三者への委託)

第33条

- 1 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。
- 2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第24条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

(技術輸出)

第34条

- 1 契約者は本サービス及び本サービスに使用されている技術（以下「本サービス等」といいます）を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連法規ならびに米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの法規を遵守するものとし、ならびに本サービス等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。
- 2 契約者は本サービス等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

(管轄裁判所)

第35条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第36条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けずに有効に存続するものとします。

(準拠法)

第37条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

【別紙1】本サービスの内容

基本サービス

プラン	内容
セット版サービス	経費精算手続きに必要な汎用的な機能（経費の申請、経費の承認、経費データの CSV 出力など）を具備したアプリサービスに、当社が提供する交通費精算サービス「Smart Go」の機能を連携したサービス。契約者は、「Smart Go」により取得された交通移動情報、交通費情報を Staple の画面から履歴参照できます。
単体版サービス	「セット版サービス」から、交通費精算サービス「Smart Go」の連携機能を削除したサービス。

オプションサービス

メニュー	内容
初期設定サポート	オプションサービスのユーザ登録
	ユーザサポート
	申込サポート
	ユーザ招待メール送信
	チーム登録
セミナートレーニング	セミナー開催
	トレーニング

【別紙2】料金に係るもの

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、以下に基づき月額料金を計算します。
 - (1) 毎月末を締め日とし、毎月1から当月末日までの1カ月単位にて料金を算定します。
なお、本サービスの提供を開始した日を含む月の月額料金はかかりません。
 - (2) 本契約の解約日が月の途中である場合、月額料金は日割り計算せず当月1か月分の料金が発生します。
 - (3) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

- 2 当社は、オプションサービスについて以下に基づき料金を計算します。
 - (1) 1申込における対応が完了した毎に料金を算定します。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払)

- 4 当社は、月額料金について、以下の時期に請求します。
当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

- 5 当社は、オプションサービスの料金について、以下の時期に請求します。
当社は、契約者に対し、1申込における対応が完了した日を含む月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

(消費税相当額の加算)

- 6 本規約により支払を要するものと定められている料金額は、原則この料金表に定める額(税抜き価格(消費税相当額を加算しない額とします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

【別紙3】料金表

1 適用

基本サービスに係る月額料金は、課金対象月のユーザ ID の最大数に応じて計算します。

2 月額料金

本サービスに係る料金は、「3 提供プラン一覧」に定めるところによります。

3 提供プラン一覧

プラン	月額料金/ID(税抜)	特記事項
セット版サービス	1,000 円/ID/月 (税込 1,100 円/ID/月)	
単体版サービス	600 円/ID/月 (税込 660 円/ID/月)	

プラン	メニュー	料金	特記事項
オプションサービス	初期設定サポート (300ID 以下)	20 万円 / 回 (税込 22 万円/回)	*1
	セミナートレーニング	3 万円/時間 (税込 33 千円/時間)	*2

*1 「301ID 以上」の場合、個別見積になります。

*2 セミナートレーニングは、オンラインにて実施します。

附則 「SmartGo™ Staple」2021年度内月額利用料無料

キャンペーン規約について

当社が実施する「SmartGo™ Staple」2021年度内月額利用料無料キャンペーン(以下、「本キャンペーン」といいます。)へ応募される方は、「SmartGo™ Staple」2021年度内月額利用料無料キャンペーン規約規約(以下、「本規約」といいます。)をご確認いただき、内容に同意された上で応募してください。

なお、本キャンペーンに応募された方は、本規約に同意したものとみなします。

(キャンペーン名称)

「SmartGo™ Staple」2021年度内月額利用料無料キャンペーン

(実施内容)

新規で SmartGo™ Staple を Web 申し込みいただいたお客さま*1 を対象に、SmartGo™ Staple の月額利用料 1,000 円(税込 1,100 円)を 2022 年 3 月ご利用分まで、100ID まで無料*2 といたします。

*1 適用対象外条件の通り、条件によりキャンペーン対象外となる場合がございます。

*2 別途、Staple カードのカード発行手数料とカード発送手数料がクラウドキャスト社から請求されます。

(申込期間)

2021 年 10 月 18 日 (月) ~2022 年 1 月 31 日 (月)

(お申し込み方法)

当社 Web サイト ICT Business Mall (<https://www.b-order.ntt.com/shop/g/gs024/>)

(適用条件)

- ・当社 Web サイト ICT Business Mall (<https://www.b-order.ntt.com/shop/g/gs024/>) から申し込みされたお客さま
- ・キャンペーン申込期間内に「SmartGo™ Staple」を新規申込されたお客さま

(適用対象外条件)

- ・当社 Web サイト ICT Business Mall (<https://www.b-order.ntt.com/shop/g/gs024/>) 以外からのお申込み
- ・「SmartGo™ Staple」を申込期間に申し込まれなかったお客さま
- ・「SmartGo™ Staple」をご利用中のお客さま
- ・過去に「SmartGo™ Staple」を申し込んだことのあるお客さま

(注意事項)

- 「SmartGo™ Staple」の申し込みにあたっては、サービス利用規約および重要事項説明に基づきご契約を承ります。当社のサービス提供基準によりご契約いただけない場合がございます。
- キャンペーンは都合により予告なく変更、終了、延長になる場合があります。
- キャンペーンに関するすべての事故などのトラブルに関して、弊社は責任を負いません。
- お客様の個人情報は、弊社サービスに関するご紹介を目的として利用します。
- お客様のメールアドレスに当社サービスに関する広告メール等を配信することに同意いただくこととします。
- 応募は1企業あたり1回とし、複数回応募しても1回の応募とみなします。
- キャンペーン終了後の2022年4月以降は通常通りのご利用とし、月額1,000円(税込1,100円)を請求することとします。
- 最低利用期間や解約金等はありません。

附則（2020年9月25日APSス00693664号）

本規約の制定日は2020年9月30日とする。

附則（2021年3月22日APSス00762793号）

（実施期日）

この改定規定は、2021年4月1日から実施します。

附則（2021年10月12日APSス00836457号）

（実施期日）

この改定規定は、2021年10月18日から実施します。